

竿燈まつり八橋会場実施計画作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は「竿燈まつり八橋会場実施計画作成業務委託」を実施するに当たり、業務を受託する事業者を公募型プロポーザル(企画提案)方式により選定するため、応募者の募集、提出書類の審査等の手続等について必要な事項を定めるものである。

2 業務の目的

本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本市最大の観光資源である竿燈まつりについて、安全安心な運営とするため、八橋会場の実施計画作成するものである。

3 業務の概要

- (1) 業務名 竿燈まつり八橋会場実施計画作成業務委託
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日の翌日から令和3年4月30日まで
- (4) 提案上限額 2,037,200円(消費税および地方消費税を含む)

4 プロポーザル実施日程(予定)

- (1) 公募受付開始 令和3年1月22日(金)
- (2) 参加申込提出期間 令和3年1月22日(金)～1月28日(木)
- (3) 質問の提出期限 令和3年1月26日(火)
- (4) 質問の回答期限 令和3年1月27日(水)
- (5) 辞退届提出期限 令和3年2月1日(月)
- (6) 企画提案書の提出期限 令和3年2月2日(火)
- (7) プレゼンテーション 令和3年2月4日(木)
- (8) 審査結果通知 令和3年2月8日(月) 予定

5 参加資格要件

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 秋田市内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 過去2年間において、本業務と同様の実施計画作成実績とその運營業務の実績を有する者であること。
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (6) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- (7) 共同事業体（以下「JV」という。）での参加の場合においても、代表者および構成員は、(1)から(6)の条件をすべて満たす者であること。
なお、JVの構成員である者は単独で本企画提案への参加はできない。

6 参加申込方法

(1) 提出書類

参加する意思がある場合には、次の書類に必要事項を記載のうえ、持参すること。

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 会社（法人）概要調書（様式2）
- ウ 業務履行実績調書（様式3）
- エ 誓約書（様式4）
- オ 共同事業体結成届（様式5）（JV参加の場合のみ）
- カ 市税の納付書の写し又は未納のない旨の証明書（原本）

(2) 提出期限

令和3年1月28日（木）正午までに、各1部を秋田市竿燈まつり実行委員会（秋田市観光文化スポーツ部観光振興課内）（以下「実行委員会」という。）に持参すること。

(3) 受付時間

平日の午前9時から午後5時までとし、1月28日（木）のみ同日正午までとする。

(4) 参加可否の通知

応募者への参加可否の通知は、1月29日（金）午後5時までに電話で通知し、その後ファックスで通知する。なお、参加できない応募者には、その理由を付して文書で通知する。

(5) 辞退届

参加申込後、事情等により参加を辞退する場合には、2月1日（月）午後5時まで辞退理由等を記載した参加辞退届（様式任意）を提出すること。

7 質問と回答

(1) 質問の受付

プロポーザル（企画提案書の策定等）に関する問い合わせは、電子メール（様式任意）により受け付けする。

(2) 受付期限

令和3年1月26日（火）正午

(3) 提出方法

メールの件名を「プロポーザル質問書」とすること。

質問は実施要領、仕様書および企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価および審査に係る質問は受け付けない（実行委員会へのメールの到達について、電話で確認すること）。

(4) 質問の回答

質問に対する回答は、令和3年1月27日（水）までに電子メールにより回答するほか、質問および回答内容を実行委員会ホームページへ掲載する。なお、回答内容は、本実施要領および仕様書の追加又は修正とみなす。

8 企画提案書等の提出

企画提案に参加する事業者は、企画提案書等を次により提出することとする。なお、提案は1者1案に限るものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

別紙、仕様書にある実施計画作成に係る記載項目について、提案をすること。（A4版横長辺綴じ、横書き、枚数は20ページ以内（表紙、裏表紙は除く。））

※両面可とし、文字（12ポイント以上）、図等のフォント、サイズおよびカラー表示は、自由とする。

イ 見積書

内訳を明記のこと。様式はA4版、横書きとする。

(2) 提出部数

社名を記した正本1部 副本7部

審査の公正を期するため、企画提案書の副本には参加者名を記入しないこととし、企画提案書内の「業務実施体制」にも社名等は記載せず、「弊社」「当社」「当グループ」等の記載とすること。

また、正本のみ代表者印を押印し、企画提案書の副本のうち1部はダブルクリップ等で留めたものとする。

(3) 提出場所

実行委員会事務局に持参すること。

(4) 提出期限

令和3年2月2日（火）正午までとする

(5) 受付時間

平日の午前9時から午後5時までとし、2月2日（火）のみ同日正午までとする。

9 企画提案のプレゼンテーションおよびヒアリング

プレゼンテーションおよびヒアリングは、次により行う。なお、プレゼンテーションは1者20分以内とし、その後、審査委員からのヒアリング(質問など)を行う。プレゼンテーションでは、企画提案書の内容を説明するとともに、特に強調したい点や提案の背景などを述べるものとする。

- (1) 開催日時 令和3年2月4日(木)午前(予定)
- (2) 開催場所 秋田市役所本庁 5階 第3委員会室(予定)
- (3) 審査委員 秋田市竿燈まつり実行委員会会長が指名する者
- (4) その他 集合時間、集合場所等については、後日連絡する。

10 受託候補者の選定

(1) 基本事項

ア プレゼンテーションおよびヒアリング後、審査委員による評価を経て、本業務の受託候補者を選定する。

イ 審査は非公開とする。

(2) 評価項目等

評価項目	評価の着眼点	配点 (100点満点)
①業務内容の理解度	業務の内容や竿燈まつりの現状、課題について十分に理解しているか。	10点
②提案内容の優良性	提案内容が実現性、的確性、独創性、確実性を伴う内容となっているか。	50点
③業務遂行の安定性	実施体制が業務を遂行できるものであるか。	30点
④必要経費	業務内容に見合った適切な経費であるか。	10点
合 計		100点

(3) 選定方法

(2)の合計(審査委員全員の合計)が最も高い者を受託候補者として選定する。また、二番目に高い者を次点候補者に選定することとし、受託候補者が辞退等した場合は次点候補者を受託候補者として繰り上げるものとする。

ただし、各評価項目において基準点(6割)を下回る項目があった場合は、審査委員の協議により受託候補者を選定することとし、応募者が1者の場合も同様とする。

合計が同点の場合は各項目毎に比較し、②提案内容の優良性、③業務遂行の安定性の順で、高い者を上位とする。②、③とも同点の場合は、審査委員の協議により上位を選定する。

(4) 選定結果の通知および公表

受託候補者として選定された者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知する。

11 契約締結

10において選定した者の企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、実行委員会と受託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。なお、次の事項に該当するときはその者の提案を無効とし、次点者と交渉を行う。

- (1) 企画提案した内容に虚偽がある場合
- (2) 他の参加者に対して不当な行為をしたと認められる場合
- (3) その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

12 留意事項

- (1) 応募に関する一切の書類の作成および提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類および提案内容は、選定以外に使用しない。
- (4) 提出後の提出書類の変更・修正・追加もしくは再提出は認めない。
- (5) 本業務とは別に、令和3年4月下旬に予定されている実行委員会総会において、八橋運動公園での開催が決定した場合は、実施運營業務について本業務受託者と委託契約（会場警備業務は除く。）を締結する。

ただし、本業務受託者と実行委員会の協議により予算の範囲内において内容を変更したうえで契約を締結することがある。

※主な実施運營業務

項目	内容
会場設営撤去業務	テント、養生等設営撤去
演出等運營業務	演出、全体運營業務
観覧席管理等業務	座席シール貼り、受付誘導等
屋台村運營業務	屋台村の企画・運営
コロナウイルス感染症対策	観覧者等への感染症対策
運営マニュアル作成業務	全体運営マニュアル作成
その他	上記以外必要な業務

問い合わせ先 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市竿燈まつり実行委員会事務局
担当者 猿田、渡部
電話 018-888-5602 FAX 018-888-5603
e-mail akita@kantou.gr.jp